

第2次 刈谷市 緑の基本計画

みんなで育む 緑にみちた美しいまち 刈谷



はじめに

刈谷市では、平成8年3月に策定した「緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、都市公園の整備、道路の緑化を積極的に推進してまいりましたが、計画の策定から10年以上が経過していることや、緑の減少などの社会情勢の変化によって生じるヒートアイランド現象などの新たな環境問題への対策、法改正による新しい制度への対応が必要となってきていることから「第2次緑の基本計画」を策定いたしました。

新しい計画では、都市公園などの整備に加え、身近な緑として社寺林などの樹林地やため池などの水辺環境の保全、まちなかの緑を創出するための緑化地域制度の導入などを施策に盛り込み、本市の素晴らしい自然・歴史・文化を次世代へ継承するとともに、市民・事業者・行政・専門家の協働により、本市を緑にみちた美しいまちにしていくための活動方針を示しています。

刈谷市 緑の基本計画について

■ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として、都市緑地法^{※1}に基づき策定されるものであり、緑豊かなまちづくりを市民・事業者・行政・専門家の協働により、計画的に推進するための指針となるものです。そのため、この計画は緑の目標や方針など、緑に関する事柄を幅広く明示するものとなります。

■ 計画期間について

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の対象とする緑

都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅の植栽地や工場の緑地などの民間施設の緑地、農地や森林などの緑の地域も計画の対象とする緑とします。



都市公園：亀城公園(城町)



公共施設の緑地：街路樹(新田町)



民間施設の緑地：野田八幡宮(野田町)



緑の地域：亀城跡風致地区(城町他)

刈谷市の緑の現状

本市の緑地の面積は約1,986haあり、市全域の約4割を占めます。市全域の緑被率^{※2}は約32.8%ありますが、市街化区域の緑被率は約9.9%と低い値となっています。

また都市公園は、国が定める整備目標値に達していないため、引き続き整備を進める必要があります。

刈谷市の緑の量

● 市全域の緑地面積	約1,986ha
● 市全域の緑被率	約 32.8%
市街化区域の緑被率	約 9.9%
市街化調整区域の緑被率	約 52.8%

刈谷市の都市公園などの量

● 住民1人当たりの都市公園面積	約 8.6m ² /人
● 住民1人当たりの都市公園等面積	約13.5m ² /人
● 市街化区域の身近な公園緑地の配置率 ^{※3}	約 73.8%

緑の課題

河川を軸とした水と緑のネットワークの形成、緑化推進による緑被減少の歯止め、生物多様性を維持する水辺環境の保全・活用などが急務となっています。

また、一次避難地や災害活動の場となる身近な公園や本市のシンボルとなる公園の整備とともに、市民との協働により緑の質の向上を図る必要があります。

※1 都市緑地法：良好な都市環境の形成を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めた法律。

※2 緑被率：ある地域における緑に覆われた場所の割合。本計画では、H21年1月撮影航空写真データより500m以上のまとまりのある緑を抽出し算出しています。

※3 身近な公園緑地の配置率：歩いていける距離に街区公園や児童遊園などがある市域の割合。

緑の未来像について

■ 緑の未来像

本市では、「刈谷市民の誓い」と「緑化推進都市の宣言」を緑のまちづくりの基本理念とし、めざすべき緑の姿である「緑の未来像」を次のとおりとします。

みんなで育む 緑にみちた美しいまち 刈谷

■ 緑の未来像図

「緑の未来像」を緑の軸、緑の拠点、緑のエリアから構成される本市のめざすべき緑の姿として示します。

緑の軸

本市の特徴である3つの「河川軸」と街路樹などによる「緑のみち」や、桜並木などによる「桜のみち」を緑の軸と位置づけ、動植物の生息・移動空間やレクリエーション機能などを担う、水と緑のネットワークの形成を図ります。

- 河川軸
- 緑のみち
- 桜のみち

緑の拠点

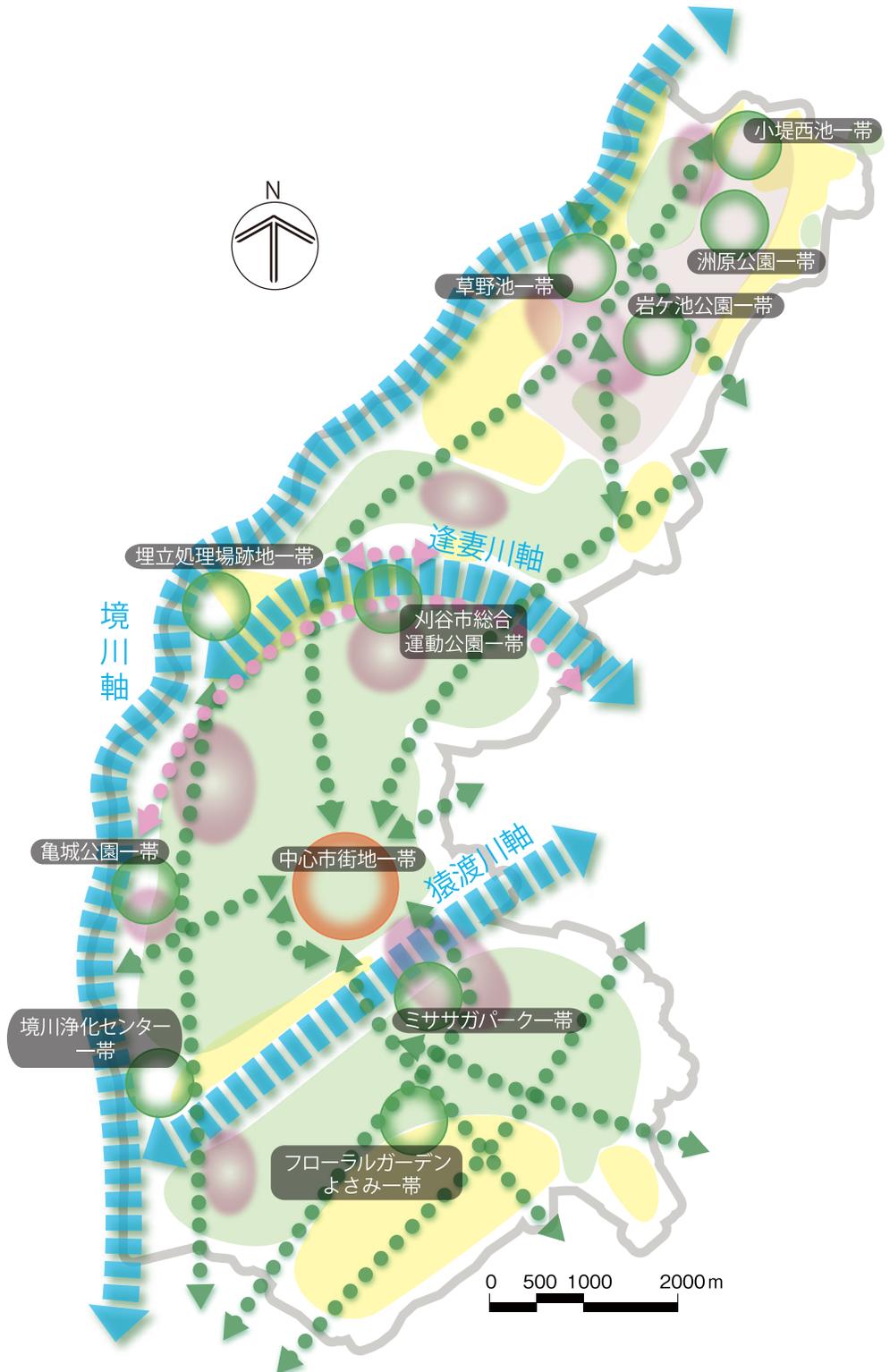
中心市街地一帯を「都市の顔となる緑の拠点」、主要な都市公園や緑地などの一帯を、市域を代表する「緑の拠点」と位置づけ、積極的な緑の保全・創出を図ります。

- 都市の顔となる緑の拠点
- 緑の拠点

緑のエリア

緑の不足している市街地などを「まちの緑化エリア」、本市の貴重な緑である田園、樹林地・ため池群及び歴史が感じられる地域を「保全エリア」と位置づけ、緑の保全・創出を図ります。

- まちの緑化エリア
- 田園保全エリア
- 樹林地・ため池保全エリア
- 歴史保全エリア



緑の基本方針と施策の展開

「緑の将来像」を実現していくため4つの基本方針を定め、これに基づき成果指標としての数値目標と具体的な施策を設定し、計画を実施していきます。なお、本計画の対象区域は刈谷市全域(5,045ha)、目標年次は平成32年度とします。

■ 基本方針と具体的な施策

緑を「まもる」

本市の健全な自然環境や生活環境を支える緑を守り、育てていきます。



数値目標

刈谷市内にある緑地※1を保全するとともに、国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落をはじめ、都市の貴重な緑地である社寺林などの永続的な保全をめざします。

● 刈谷市内の緑地面積

現況値※2 → 目標値(H32)
1,986ha → 1,990ha

● 緑地保全制度※3を活用した緑地面積

現況値 → 目標値(H32)
0ha → 7ha

緑を「つくる」

市域それぞれの特色や状況に合わせて公園緑地の整備・改修を進めるとともに、安全・安心で潤いの感じられる都市景観を形成する緑の空間を創出します。



数値目標

岩ヶ池公園や逢妻川緑地などの拡張整備や、歩いていける身近な公園の整備とともに、公共施設や民間施設の緑化を推進し、新たな緑を創出することをめざします。

● 住民1人当たりの都市公園面積

現況値 → 目標値(H32)
8.6m²/人 → 9m²/人

● 市街化区域の身近な公園緑地の配置率

現況値 → 目標値(H32)
73.8% → 75%

● 市街化区域の緑被率

現況値 → 目標値(H32)
9.9% → 10%

緑を「つなぐ」

動植物の生息・移動空間の形成やレクリエーション機能などを強化するため、河川や道路などを活用し、市全体を緑でつないでいきます。



数値目標

「緑の将来像図」において、「緑のみち」「桜のみち」として位置づけられた、道路の緑化や逢妻川の堤防を活用した桜堤の整備を推進することにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。

● 緑の軸となる「緑のみち」の緑化区間延長

現況値 → 目標値(H32)
23.9km → 27km

● 緑の軸となる「桜のみち」の整備区間延長

現況値 → 目標値(H32)
0.75km → 2km

緑を「たかめる」

緑に関する「まもる」「つくる」「つなぐ」という3つの取組みを、市民・事業者・行政・専門家の協働によって推進し、みんなで緑の質の向上をめざします。



数値目標

緑に関する情報の発信や市民協働による緑化を推進するとともに、公園緑地の管理体制の強化を図り、緑の質の向上をめざします。

● 本市の緑に満足している市民の割合※4

現況値 → 目標値(H32)
38.2% → 50%

● 市民協働により管理されている公園緑地※5の数

現況値 → 目標値(H32)
121箇所 → 140箇所

※1 緑地：都市公園、公共施設緑地、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域などの永続性が担保されている土地。
 ※2 現況値：平成21年度刈谷市緑の現況調査による数値。
 ※3 緑地保全制度：都市緑地法に基づく、緑地を保全するための規制や緑化活動支援などに関する様々な制度。
 ※4 本市の緑に満足している市民の割合：市民アンケートの結果に基づく数値。
 ※5 市民協働により管理されている公園緑地：愛護会などにより管理されている公園や緑地。

緑を「まもる」施策

■ 市域を代表する緑の保全

国指定の天然記念物である小堤西池カキツバタ群落の保全とともに、亀城跡風致地区や洲原風致地区などにある自然的景観の維持を図ります。また、「緑の将来像図」で「歴史保全エリア」に位置づけられている歴史文化と深く関わる緑の保全を図ります。



市の花:カキツバタ

小堤西池のカキツバタ群落(井ヶ谷町)

■ 樹木・樹林の保全

既存制度の活用による樹木・樹林の保全を図るとともに、保安林及び地域森林計画対象民有林に指定されている樹林地は、引き続き指定を継続します。また、緑地保全制度の活用による社寺林の保全を検討します。

■ 生物多様性の保全

多自然型工法^{※6}による水辺環境づくりを推進するとともに、ビオトープづくりの支援や在来種の緑化植物の使用に努め、多様な生物の生息環境を保全します。また、本市の特徴的な自然的景観であるため池の保全を図ります。



熊野神社(築地町)

草野池(井ヶ谷町)

■ 農地の保全・活用

市街地の貴重な緑地景観であり、防災上のオープンスペースとしても有効な生産緑地地区の保全とともに、生産緑地制度の活用により市街化区域の農地の保全を図ります。

市街地周辺に広がる農業振興地域農用地区域は、市街地の拡大などと整合を図りつつ、保全に努めます。また、市民農園や景観農園などとして遊休農地^{※7}の活用を図ります。



景観農園としての農地の活用(高須町)

※6 多自然型工法:治水上の安全性を確保しつつ生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改變しないで良好な河川環境の保全や復元をめざす自然環境に配慮した工法。

※7 遊休農地:農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

緑を「つくる」施策

■ 身近な緑の充実

生産緑地地区や空地などを活用した街区公園の整備とともに、老朽化した都市公園の再整備を推進し、身近な公園緑地の整備を進めます。また、緑地の保全と緑化に取り組むよう指導を継続し、開発行為による緑の確保を図ります。

■ 防災機能の強化

災害時の一次避難地になるとともに、災害応急対策施設^{※8}や雨水貯留機能などの防災機能を有した都市公園の整備を推進します。

■ 拠点となる緑の充実

亀城公園、岩ヶ池公園、刈谷市総合運動公園などの拠点となる公園の整備や機能拡充を図ります。また、草野池一帯、埋立処理場跡地一帯、境川浄化センター一帯に新たな緑の拠点の整備を図ります。



亀城公園の再整備イメージ図

■ 市域を代表する緑の創出

刈谷駅周辺や洲原風致地区一帯などを緑化重点地区に設定し、各地区の状況と課題に応じた緑の創出を図り、市域の顔となる緑のまちづくりを進めます。

■ 緑被率の向上

既存の公共施設の緑化を推進するとともに、新たに施設を設置する際は、敷地面積に対して20%以上の緑化に努めます。また、緑被率の減少が著しい市街化区域の全域を対象として、緑化地域^{※9}の指定を検討し、住宅地や工場などの民間施設の緑化を推進します。



クリーンセンター(半城土町)

民間施設の緑化(昭和町)

■ 都市公園のユニバーサルデザイン化

子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進します。

※8 災害応急対策施設:被災時に避難地として機能するために必要な備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの施設。

※9 緑化地域:敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度の導入により指定を受けた地域。

緑を「つなぐ」施策

■ 水と緑のネットワークの形成

「緑の将来像図」で「河川軸」と位置づけられた境川、逢妻川、猿渡川の水と緑のネットワークを形成するため、河川や水路の緑化推進を図ります。また、「緑のみち」として位置づけられた道路の緑化を推進します。あわせて生物の移動空間を確保するため、「河川軸」や「緑のみち」で公園やため池などをつなぎ、生態系ネットワーク※10の形成を図ります。



森前川(半城土中町)



アイリス通り(大正町)



ミササガ通り(半城土町他)

■ 緑地・緑道の整備

「河川軸」を中心とした新たな都市緑地の整備を図るとともに、「緑の将来像図」で「桜のみち」として位置づけられた桜堤やサイクリングロードの整備を推進します。また、明治用水中井筋の用水敷活用による緑道整備を推進します。



逢妻川緑地と刈谷市総合運動公園(築地町他)



サイクリングロードの整備イメージ図

※10 生態系ネットワーク:均一な生態系ではなく複数の生態系のつながり。

緑を「たかめる」施策

■ 緑に関する普及啓発

市の広報やホームページなどにより、緑に関する計画や緑化を促進する支援制度などの緑の情報発信を行います。また、造園教室や植樹祭などの緑化イベントを開催するとともに、市民の主体的な緑化活動を啓発するため、新たな顕彰制度を検討します。



植樹祭の様子(洲原公園、井ヶ谷町)

■ 市民協働による緑のまちづくり

緑のまちづくりに関する高い市民意識を有効に活用するため、公園緑地づくりに市民参加型のワークショップを実施するとともに、花苗・苗木の配布やコミュニティ花壇※11の設置などを行い、市民協働による緑化推進を図ります。また、緑化相談窓口の設置や緑化アドバイザー登録制度の導入などによる緑化に関する支援に努めます。



コミュニティ花壇(小垣江町)

■ 緑を育てる人材づくり

みどりの少年団などの緑化推進活動の支援やプレイリーダーの育成などを通じて緑に関する人材の育成に努めるとともに、小・中学校と連携した環境学習を推進します。



みどりの少年団の活動の様子

■ 緑の質の向上

愛護会制度の充実やアダプト制度※12の活用により、市民や事業者などによる公園や道路などの維持管理活動を推進するなど、緑の適正な管理に努めるとともに、指定管理者制度の活用や市民アンケートの実施などにより、多様化する住民ニーズに対応します。さらに地域の緑の質を高めるため、あいち森と緑づくり事業※13を活用し、市民活動団体の運営を支援します。また、緑の基本計画における施策の進捗状況を確認し、適宜、進行管理を行います。

※11 コミュニティ花壇:公園や道路などを活用して設置され、地域住民が育成管理する花壇。

※12 アダプト制度:行政が公園や道路などについて、市民や事業者などと協働で定期的な美化活動を行うために契約する制度。

※13 あいち森と緑づくり事業:県民税である「あいち森と緑づくり税」を活用し、緑づくりを支援する事業。

緑化重点地区の設定

「重点的かつ先導的に緑に関する施策を行う地区」として緑の保全・緑化を推進

本計画の目標の早期達成や市民の緑化意識の高揚などを図るため、緑に関する施策を重点的かつ先導的に展開する地区を緑化重点地区といいます。本市では、以下の6地区を緑化重点地区として設定します。

■ 刈谷市総合運動公園一帯

緑づくりのテーマ:健康・交流

刈谷市総合運動公園を核として、逢妻川緑地や桜堤の整備、民有地の緑化を推進し、健康づくりや交流の促進を図ることができる本市のスポーツ活動拠点の形成をめざします。



刈谷市総合運動公園(築地町)

■ 亀城跡風致地区一帯

緑づくりのテーマ:歴史・文化

亀城公園の再整備とともに、亀城跡風致地区の自然的景観の維持を図り、城下町の名残を感じさせる歴史や文化を尊重したまちづくりを進めます。



亀城公園(城町)

■ 小垣江駅周辺

緑づくりのテーマ:活気・潤い

ワークショップなどを行い、実際の利用者の意見が反映された公園整備を推進するとともに、河川を活用した緑の創出を図り、活気と潤いのあるまちづくりを進めます。



小垣江公園(小垣江町)

■ 洲原風致地区一帯

緑づくりのテーマ:自然・潤い

市域唯一の丘陵地とため池群がつくりだす美しい景観を保全するとともに、公園整備や分断された緑をつなぐことにより、ため池の魅力を復元し、自然と潤いのあるまちづくりを進めます。



洲原公園(井ヶ谷町)

■ 刈谷駅周辺

緑づくりのテーマ:活力・にぎわい

本市の顔となる緑の拠点とするため、公共施設や大規模工場などの緑化を推進し、緑にみちたまちづくりを進めます。



大規模工場の緑化(八軒町)

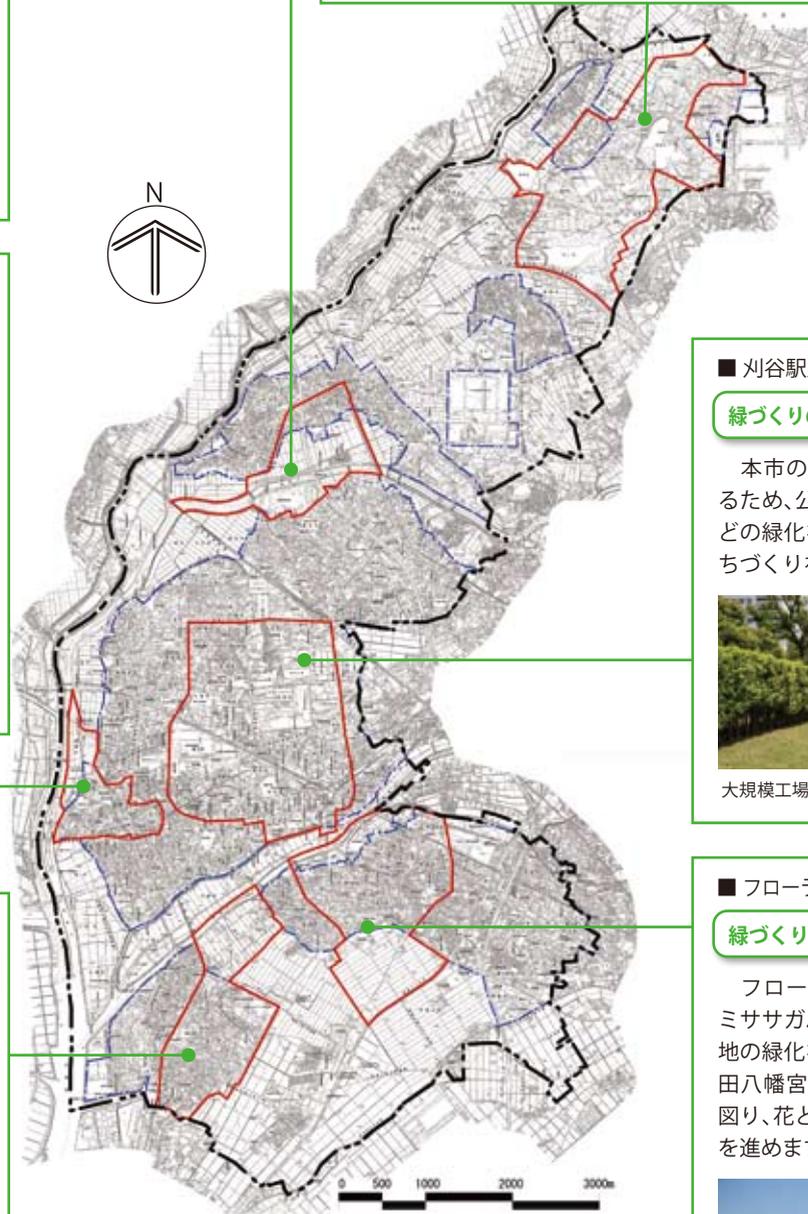
■ フローラルガーデンよさみ一帯

緑づくりのテーマ:彩り・安らぎ

フローラルガーデンよさみやミササガパークを核として、民有地の緑化を推進するとともに、野田八幡宮などの社寺林の保全を図り、花と緑が豊かなまちづくりを進めます。



ミササガパーク(半城土町)



凡例

	緑化重点地区
	行政区界
	市街化区域界

実現化に向けて

■ 緑のまちづくりに向けた役割認識

本計画による緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためには、取組みの主体となる市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識しつつ、専門家の支援のもと、協働体制を築き、出来ることから実行していくことが重要です。

市民

市民自らが緑づくりの主役であることを認識し、普段の生活の中で身近な緑を育てるとともに、積極的に地域の緑の保全・緑化活動へ参加することが大切です。また、自治会や子ども会などが主体となって、緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

事業者

CSR活動^{※1}の一環として、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの環境対策などに先進的に取り組むとともに、自治会や市民活動団体などとの連携により、地域に密着した緑のまちづくりを進めることが求められています。

行政

本計画の具体的な施策を推進するとともに、施策の取組み方を見直し、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動が促進するような機会の提供などを図り、緑のまちづくりが発展するための環境整備を進めます。

専門家

本計画の具体的な施策を円滑に実行するため、緑のまちづくりや生態系の保全などに関する技術的な支援を行います。

■ 計画推進のための組織づくり

緑に関する重要な事項を審議するとともに、本計画の具体的な施策の進行状況を管理・評価する体制を整えるため、市民や専門家などが主体となって組織される「(仮)刈谷市緑の協議会」の設立を検討します。また、下部組織となる「(仮)緑のテーブル会議」の設置を検討し、施策や課題ごとに、具体的に話し合う場としていきます。

■ あいち森と緑づくり事業の活用

緑化の推進や緑の担い手づくりなどの施策を実施していくために、「あいち森と緑づくり事業」を活用し、市民や事業者との協働による様々な緑のまちづくりを推進します。

■ 緑の保全・創出に関する新たな制度の導入

本計画を実現するため、都市緑地法、景観法^{※2}及び歴史まちづくり法^{※3}などの既存の各種制度の活用を検討していくほか、国や県の政策動向を見定めつつ、緑の保全や創出に関する新たな制度を積極的に導入し、条例をはじめとした制度の充実に努めます。

■ 計画推進のための財源の確保

国や県の補助制度を積極的に活用し、財源の確保に努めていきます。また、新たな財源確保策としてネーミングライツパートナー制度^{※4}や、用地取得費の軽減が期待される立体公園制度^{※5}などの活用について検討するとともに、緑に関する基金のPRに努めます。

※1 CSR活動:「企業の社会的責任」の意味。環境問題への配慮や地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任のこと。

※2 景観法:都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するための法律。

※3 歴史まちづくり法:良好な歴史的風致を維持・向上させ後世に継承するための法律。

※4 ネーミングライツパートナー制度:契約により市の施設などに「愛称」として団体名や商品名などを付与していただき、その代わりに対価を支払っていただく制度。

※5 立体公園制度:効率的に都市公園を整備するため、駐車場や店舗などの上部を都市公園の区域として定めることのできる制度。